

公益社団法人三田市シルバー人材センター会費規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会員が納入する会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 会費 3,000 円
- (2) 特別会員 会費 無会費
- (3) 賛助会員 会費 1口1,000 円
- (4) 夫婦会員 配偶者のいずれかを免除

2 事業年度の途中で入会した正会員の初年度の会費は、会員の承認を受けた日の属する月から当該年度末までの残存月数に250円を乗じた額とする。

(会費の納入)

第3条 正会員又は賛助会員は、定款第6条により承認を受けた日の属する月から会費を納入するものとする。

2 正会員又は賛助会員は、毎年5月末までに当該事業年度分の会費を一括納入するものとする。

(資格喪失に伴う正会員等の会費の納入義務)

第4条 正会員又は賛助会員が、事業年度の途中において退会するときは、当該事業年度の未納会費を納入しなければならない。

2 センターは、正会員又は賛助会員が納入した会費について、返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 正会員会費は、一事業年度における合計額の全額を当該年度の公益目的事業以外に使用することができ、賛助会費は、全額を公益目的事業に使用する。

(委 任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この規程は、令和4年3月25日より施行する。